

平成 26 年 8 月 20 日公告

案件名称「資源ごみ選別業務委託（鶴見中継地）（単価契約）ほか 4 件」  
及び「容器包装プラスチック異物除去等業務委託（舞洲中継施設）（単価契約）ほか 5 件」

入札案件情報修正表

修正箇所 入札説明書

12. 落札者の決定方法

	修正前	修正後
(1)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 <b><u>【最低制限価格適用案件】</u></b> <b><u>・ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の13において準用する、同令第167条の10第2項の規定による最低制限価格に満たない価格での入札は無効とする。</u></b> <b><u>・この項目における、予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び最低制限価格に108分の100を乗じて得た額とする。</u></b> <b><u>・設定方法については、予定価格に10分の6.6を乗じて得た額とする。</u></b>

※下線が追記部分です。